

金融機関の営業所等の（異動）届出書の記載要領

この届出書は、金融機関の営業所等が所得税法施行令第 50 条又は租税特別措置法施行令第 2 条の 4 第 5 項の規定による届出書を提出する場合に使用し、各欄の記入は、次による。

1 「新設・変更等年月日」欄

届出の事由別に次の年月日を記入する。

届 出 の 事 由	記 入 す べ き 年 月 日
新 設	最初に非課税貯蓄申告書及び特別非課税貯蓄申告書を受理することと見込まれる日を記入する。
変 更 又 は 廃 止	営業所等の名称、所在地等の異動が生じることとなる年月日又は営業所の廃止若しくは預貯金等の受入れの業務を廃止することとなる年月日を記入する。「8 記載例」参照。

2 「届出の事由」欄

届出の事由別に該当する番号を記入する。

届 出 の 事 由	番号	参 考
新 設	1	この届出書を最初に提出するときに記入する。
変 更	4	この届出書を提出した後、名称、所在地又は電話番号を変更するときに記入する。
廃 止	5	この届出書を提出した後、営業所等の廃止又は預貯金等の受入れの業務を廃止することとなったときに記入する。

3 「営業所番号」欄

金融機関等の種類に応じ、次により記入する。

金 融 機 関 等 の 種 類	営 業 所 番 号											
A都市銀行 C信託銀行 H商工中金等 K農林中金	B地方銀行 G信用金庫 J労働金庫	<table><tr><td>営業所番号 (団体区分)</td><td>E01</td><td></td><td>営業所番号 (業界コード)</td><td>E02</td><td>(7桁)</td></tr></table> 数字の「0」を記入する。 金融機関共同コード管理委員会が制定する統一金融機関番号（4桁）及び金融機関店舗番号（3桁）の計7桁を記入する。					営業所番号 (団体区分)	E01		営業所番号 (業界コード)	E02	(7桁)
営業所番号 (団体区分)	E01		営業所番号 (業界コード)	E02	(7桁)							
N証券会社	O外国証券	<table><tr><td>営業所番号 (団体区分)</td><td>E01</td><td></td><td>営業所番号 (業界コード)</td><td>E02</td><td>(7桁)</td></tr></table> 数字の「1」を記入する。 日本証券業協会が制定する証券会社コード番号（4桁）及び証券会社店舗番号（3桁）の7桁を記入する。					営業所番号 (団体区分)	E01		営業所番号 (業界コード)	E02	(7桁)
営業所番号 (団体区分)	E01		営業所番号 (業界コード)	E02	(7桁)							
Q郵便局等		<table><tr><td>営業所番号 (団体区分)</td><td>E01</td><td></td><td>営業所番号 (業界コード)</td><td>E02</td><td>(7桁)</td></tr></table> 数字の「3」を記入する。 先頭1桁に数字の「0」を記入。 （株）ゆうちょ銀行の規定に基づいて指定する為替貯金取扱店（局）番号（5桁）を記入する。 この場合、末尾の1桁には数字の「0」を記入するが、分室番号（A、B、C）のある分室については、数字（1、2、3）に置き換えて記入する。					営業所番号 (団体区分)	E01		営業所番号 (業界コード)	E02	(7桁)
営業所番号 (団体区分)	E01		営業所番号 (業界コード)	E02	(7桁)							

金 融 機 関 等 の 種 類	営 業 所 番 号						
R 生命保険 (生命保険会社)	<table><tr><td>営業所番号 (団体区分)</td><td>E01</td><td></td><td>営業所番号 (業界コード)</td><td>E02</td><td>(7 桁)</td></tr></table> 数字の「4」を記入する。 金融機関共同コード管理委員会が制定する損害保険会社番号（4桁）を記入する。 生命保険会社支社コードを記入する。 この場合、支社コードが2桁の場合には、その頭部に数字の「0」を記入するものとし、アルファベットがある場合には、Aを「1」、Bを「2」、Cを「3」と置き換えて記入する。	営業所番号 (団体区分)	E01		営業所番号 (業界コード)	E02	(7 桁)
営業所番号 (団体区分)	E01		営業所番号 (業界コード)	E02	(7 桁)		
S 損保会社 (損害保険会社)	<table><tr><td>営業所番号 (団体区分)</td><td>E01</td><td></td><td>営業所番号 (業界コード)</td><td>E02</td><td>(7 桁)</td></tr></table> 数字の「5」を記入する。 金融機関共同コード管理委員会が制定する損害保険会社番号（4桁）を記入する。 損害保険会社支社コードを記入する。 この場合、支社コードが2桁の場合には、その頭部に数字の「0」を記入するものとし、アルファベットがある場合には、Aを「1」、Bを「2」、Cを「3」と置き換えて記入する。	営業所番号 (団体区分)	E01		営業所番号 (業界コード)	E02	(7 桁)
営業所番号 (団体区分)	E01		営業所番号 (業界コード)	E02	(7 桁)		
E 外国銀行 L 農協等	I 信用組合 M 漁協等	全国銀行データ通信システムに加入している場合には、A都市銀行に準じて記入する。 全国銀行データ通信システムに加入していない場合で、既に営業所番号が付番されているときは当該番号を記入し、営業所番号が付番されていないときは記入を要しない。					
P その他		既に営業所番号が付番されているときは当該番号を記入し、営業所番号が付番されていないときは記入を要しない。					

4 「名称」欄

金融機関等の名称と営業所の名称を記入する。

(例)「財務銀行 霞が関支店」

5 「本店の表示」欄

金融機関等の営業所が本店の内部に設置されている金融機関の営業所等に該当する場合のみ「1」と記入する。

6 「金融機関等の種類」欄

金融機関等の種類に該当するアルファベットを記入する。

(注) 水産加工業協同組合は、「漁協等」に含む。

7 合併等により営業所等の承継がある場合の「営業所番号」欄等

営業若しくは事業の全部の譲渡若しくは合併等による金融機関の営業所等の廃止により、非課税貯蓄申告書又は特別非課税貯蓄申告書を提出した個人が預入等をした預貯金等又は購入した公債のうち、所得税法第10条第1項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)又は租税特別措置法第4条第1項(障害者等の少額公債の利子の非課税)の規定の適用を受けるものの事務の全部が、その営業若しくは事業の譲渡を受けた金融機関等若しくはその合併により設立した金融機関等若しくはその合併後存続する金融機関等の営業所等又は同一金融機関の他の営業所等に移管される場合に、当該廃止される営業所等がこの届出書を提出する場合に、当該移管先の営業所等の営業所番号を記入する。

なお、当該移管先の営業所等が複数ある場合には、記入を要しない。

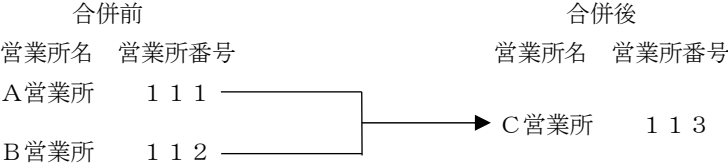
8 記載例

(1) 新設合併等の場合

合併等により金融機関の営業所等が廃止され、当該営業所等の営業等が新たに設立された金融機関の営業所等に移管された場合

イ 事例

合併等年月日 令和8年6月1日



ロ 届出書の記載要領等

A営業所

次による。

項 目	記 入 要 領 等
変 更 年 月 日	合併年月日の前日（令和8年5月31日）を記入する。
届 出 の 事 由	「5」（廃止）を記入する。
営 業 所 番 号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号（A営業所の「111」）を記入する。
承 継 店 営 業 所 番 号	営業等の移管先である金融機関の営業所等の営業所番号（C営業所の「113」）を記入する。

B営業所

A営業所に準じて記入する。

C営業所

次による。

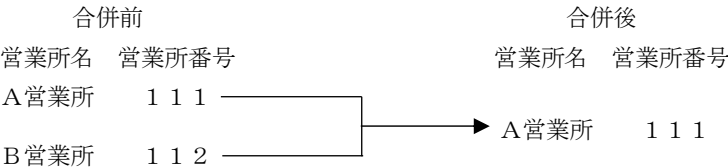
項 目	記 入 要 領 等
変 更 年 月 日	合併年月日（令和8年6月1日）を記入する。
届 出 の 事 由	「1」（新設）を記入する。
営 業 所 番 号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号（C営業所の「113」）を記入する。
名 所 在 地 郵便番号 電話番号 金融機関等の種類 本店の表示	全て記入する。

(2) 吸収合併等の場合

合併等により金融機関の営業所等が廃止され、当該営業所等の営業等が他の営業所等に移管される場合

イ 事例

合併等年月日 令和8年6月1日



ロ 届出書の記載要領等

A営業所

届出書の提出は要しない。

B営業所

次による。

項 目	記 入 要 領 等
変 更 年 月 日	合併年月日の前日（令和８年５月３１日）を記入する。
届 出 の 事 由	「５」（廃止）を記入する。
営 業 所 番 号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号 （Ｂ営業所の「１１２」）を記入する。
承 継 店 営 業 所 番 号	営業等の移管先である金融機関の営業所等の営業所番号 （Ａ営業所の「１１１」）を記入する。